

調布市障害者の意思疎通に関する条例の案についての意見

調布心身障害児・者親の会 進藤美左

○「意思疎通」という言葉の意味

意思疎通を辞書でひくと、

「互いに考えていることを伝え、理解を得ること、認識を共有すること、表現。意思の疎通。コミュニケーションとも言う。」などと出てきます。

互いに伝える、とありますが、知的障害を持つ人々にとっては、自分の意思を伝えるより前に、情報を取り入れるために音声言語だけでない支援が必要です。自分が情報(今自分が置かれている状況や何を聞かれているか等)を理解する際に、絵図、情報機器などがあると、音声言語だけではとらえにくかった内容がわかりやすくなります。

同時に、それを使って自分の思いを伝えることも有効でしょうが、それは二番目だと思います。

意思疎通支援には、情報をとりいれるためと、自分の意思を表現するためと、両面の支援が必要であることをどこかに記載できないでしょうか。

○資料5のp1

障害の種類ですが、ここには「精神障害」が入っていません。精神障害のかたは、意思疎通支援を必要としていませんか？ 精神のかたには、場面緘黙とか、対人恐怖とか、コミュニケーションの際に誰かの支援が必要な方がいるのではないかと思うのですが。

p4のところでは、

「障害者： 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む)・・・」とあります。

ここでは精神障害が含まれています。

また、これは保護者のかたがたのご意見ですが、発達障害は先天的な障害で、学習障害なども含まれますし、いわゆる精神疾患とは状態像が違うので、「手帳の区分として精神保健福祉手帳3級、などと記載するときはいいが、障害の種類として、発達障害が精神疾患の一種と区分されたる書き方は誤解を与えるのではないか？」というかたもいます。

これは、精神障害にくくるのでなく、それぞれ、わけて書くわけにはいかないのでしょうか？

○視覚支援

知的障害のかたが街を歩いているときに、文字だけではよくわからないことが、イラストやマーク、写真、歩く方向が色でわかるように示されている等、様々な視覚的な情報があることで、わかりやすく、道に迷わない、ということがあります。それを「絵図」という言葉でまとめてしまって、一般に理解が進むでしょうか。

知的・発達障害の世界では、「視覚支援」と言われており、その言葉を使うことはできないでしょうか。視覚支援には、絵や写真、色分け、マーク、イラストなどもありますが、手順をチャートで示すとか、予定表を示し、そこにイラストや写真を入れるなどもあります。また、動画で見せるのも、アニメーションで示すのも、手順等を伝えるわかりやすい方法ですが、それも「絵図」に含まれるのでしょうか。もし、「絵図」でくくる方針でしたら、本文でなくても、どこかに意味や具体例を書くことはできないでしょうか。

意思疎通支援は、知的障害のかたにとっては、自分の意思を伝える手段としてよりも、その場面の状況や情報を受け取る手段としての必要性のほうが高いと感じています。

(動画は、「情報機器」に含まれるのでしょうか？ 街にあるスクリーンに映し出されるとか、調理実習の手順を教室のモニターで動画で見る等、現実には多数使われていると思います)

○ユニバーサルデザイン

調布という「まち」の「共生社会」の充実を考えたときに、例えば、知的障害のかたにとって有効な視覚支援が、高齢者(認知症の方も含めて)や、外国にルーツを持つ日本語が得意でない方、小さい子どもたちなど、情報を受け取るのに多少なりとも困難があるかたにとっても有効ですし、パッと見てわかりやすい方法なのだから誰にとっても情報把握が容易になる方法とも言えると思います。(京王線の調布駅で、新宿方面と八王子方面が色分けされている等も視覚支援の例です)

初めは障害等のかたのために工夫されたものが、実はだれにとっても有効なサポートとなる、というのは、まさに、ユニバーサルデザインの考え方です。そういう意味では、障害者の手助けになる方法は、高齢になれば誰もが活用できるものになるかも知れず、それが誰もが暮らしやすいまちづくりにつながると思います。「障害のかたのために」、とだけ狭く考えず、条例にもユニバーサルデザインをイメージさせる書き方ができると、「共生社会の充実」にむかう「パラハートちょうふ」の理念としては、より良いと思います。また、一般の市民のかたにとっても、「自分ごと」として感じられるものになるのではないのでしょうか。

○p6 市の責務

第四条の二行目、「障害の特性の応じた」→「障害の特性に応じた」 ではないでしょうか

○p8、施策の推進

ここにあげられている項目は、仮のものだと思いますが、

例えば「意思疎通支援者の育成、確保」というのは、知的障害の方の場合、支援者は誰になるのでしょうか。育成は、どのような方法が考えられますか。派遣、ともありますし、必用な予算措置もされるとのことですが、移動支援等のヘルパーさんなののでしょうか。ヘルパーは資格試験はありますが、意思疎通支援者となるための育成は資格講座だけでは足りないと思います。

また、「就労、就学」という項目は、知的障害でいえば、例えば、どのような場面を想定しているのでしょうか。

実習や面接へ付き添う、ジョブコーチを行う、などでしょうか。就学の場合は就学相談員のことでしょうか。

小学校に入ったときの支援は、通常の学級であれば、どのように行われるのでしょうか。

条例ですから、詳細には書かないとは思いますが、やはり、ある程度は、どの障害のかたにとってもイメージできる書き方ができるとよいのではないかと思います。

また、知的障害の方を思い浮かべると、コミュニケーションボードにしても、情報機器にしても、街の表示を読み取って歩くことについても、使い方を教えてもらう機会や練習が必要です。それは、学校での教育をイメージされていますか。それとも、通所施設等でしょうか。

教育機関で合理的配慮として、視覚支援や情報機器が授業で使われることはかなり広がっていると思いますが、ともすれば、予定や学習内容等、先生が子どもたちに伝える、理解させる方法として使われており、本人が自由に意思を示す方法としての使い方に慣れていないお子さんもいます。それは、どこかで誰かが教えないといけないと思いますが、視覚支援や情報機器をつかった意思表示のやりかたを学習・練習する機会も、今後は保障されると考えていいのでしょうか。その場合、まず、教員など、指導者の研修も必要になってくると思います。

以上、わからない部分の質問も含めてお伝えします。

2024年1月26日

親の会 進藤美左